

## 令和2年度 第1回正副管理者会議議事要旨

### 【1】開会

### 【2】管理者あいさつ

< 管理者 > 令和2年5月18日に招集予定の議会臨時会に上程を予定している案件についてご審議をいただきたい。また、可燃物処理施設整備事業、消防庁舎整備事業等についても事務局より報告をさせていただく。

### 【3】議事

#### [1] 議会臨時会（令和2年5月18日招集予定）提出議案

##### 1 鳥取県東部広域行政管理組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について《議案第7号》（案）

< 事務局 > 地方自治法の一部改正により、地方公共団体は、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償額から地方自治法施行令で定める額以上の額を免責する旨を条例で定めることができることとされた。これにより、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とし、条例を制定するものである。

なお、管理者等が負担する賠償額の上限を算出する基となる基準給与年額の考え方については、本組合から年間に支給する報酬のみではなく、地方公共団体の長等がその職責に係る他の地方公共団体の職を兼ねている場合は他の地方公共団体から支給される給与も含まれることとされている。これは、令和2年3月27日に一部改正で公布された地方自治法施行規則第13条の2第2項の規定によるものであり、これを受けて、臨時議会での上程をお願いするものである。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

##### 2 財産の取得について《議案第8号》（案）

##### 3 財産の取得について《議案第9号》（案）

< 事務局 > 議案第8号案は、平成22年に鳥取消防署、平成24年に鳥取消防署東町出張所に配備した車両の更新に伴い、新たに高規格救急自動車2台を取得するものである。取得方法は指名競争入札、取得金額は33,220,000円（税込）、取得の相手方は鳥取トヨタ自動車株式会社である。

議案第9号案は、議案第8号案に係る高規格救急自動車の更新に伴い、新たに高度救命処置用資機材を取得するものである。取得方法は指名競争入札、取得金額は32,956,000円（税込）、取得の相手方は小西医療機器株式会社 鳥取営業所である。

< 管理者 > この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

< 副管理者 > [了承]

#### 4 専決処分事項の報告及び承認について《議案第10号》(案)

#### 5 繰越明許費繰越計算書について《報告第1号》(案)

＜事務局＞専決処分事項は、八頭消防署智頭出張所整備事業の設計業務の予算の繰越に係るものである。水質調査により事業地の水源から基準を超えるマンガンが検出されたことにより、設計業務の年度内での履行が困難となったため、繰越を行ったものである。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議決を得る必要があったが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったので、そのことの報告と承認を得るものである。

また、繰越明許費に係る予算を翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものである。

＜副管理者＞水はどのような状況であるのか。

＜事務局＞年度末から年度初めにかけて智頭町に調査を実施していただき、マンガンは検出されておらず、必要な水量も発生していると聞いている。

＜副管理者＞智頭町は用地提供のみではなく、これらのことも実施するのか。

＜事務局＞水源確保も含めた上で、造成工事までは設置となる市町が実施することとしている。

＜管理者＞この件について、事務局提案のとおり議会に上程することとしてよいか。

＜副管理者＞[了承]

## [2] その他

### 1 可燃物処理施設整備事業について

＜事務局＞可燃物処理施設整備事業について、4点報告をさせていただく。

令和2年度の国費の内示状況についてである。1月の時点では、本組合要望額の25億円余りに対して、2億3000万円減額の22億7000万円という内示額であったが、最終的に4月初めに国から連絡があり、本組合要望額25億3894万9千円の満額の内示がなされた。

可燃物処理施設建設事業の進捗状況についてである。ごみピットの掘削が終わり、ごみピットの底版部分が完成し、側壁の配筋を行っているところである。ごみピットと並行して焼却炉室の基礎工事を行っているところであり、この上に施設の心臓部であるストーカー炉を設置する。また、ランプウェイ2階の上り・下りの斜路の基礎工事を行っているところである。現在までのところ、工事は順調に進んでいるが、新型コロナウイルス感染症の動向によっては人員不足や物流停滞なども懸念されることから、十分に情報収集に努めていきたい。

新可燃物処理施設名称選考スケジュールについてである。7月から広報誌や本組合ホームページ等により名称の公募を行い、名称選考を行った後、10月の議会定例会に結果報告ができるよう準備を進めているところである。

可燃物処理施設供用に伴う規約等の改正に係るスケジュールについてである。規約改正についてであるが、現在は「可燃物処理施設の建設に関する事務」として

いるが、「可燃物処理施設を設置し、管理運営に関する事務」と改めるものである。改正に係るスケジュールであるが、組織市町の9月議会で議決をいただけるよう進め、その後、10月中に鳥取県から許可をいただけるよう申請を行う。手数料条例の改正については、一般搬入の方や一般廃棄物収集運搬許可業者が持ち込むごみの処理手数料を定めるものである。6月に廃棄物等審議会に諮問し、10月議会で条例改正できるよう進めていく。施設本稼働の令和4年8月を考えると少し早いですが、圏域住民への広報期間に余裕をもたせることなどを勘案したスケジュールとしたものである。

負担金条例の改正についてである。本稼働後は維持管理運営経費が必要となるため、「管理運営に要する経費」の負担金を加え、その割合を定める必要がある。これについては、令和3年10月議会で条例改正できるよう進めていく。

## 2 消防庁舎整備事業の進捗状況について

＜事務局＞消防庁舎整備基本方針に基づき事業進捗中である八頭消防署、八頭消防署智頭出張所、八頭消防署用瀬出張所について説明させていただく。

八頭消防署整備事業は、平成30年度から事業着手し、令和2年2月に建築工事が完了し、令和2年3月17日から運用を開始している。工事費は約3億6,000万円であった。令和2年度は外構工事と旧庁舎の解体工事を実施する。新庁舎の竣工式については、新型コロナウイルス感染症の影響により見込みがたっていない。

八頭消防署智頭出張所整備事業は、令和元年度に基本・実施設計を行い、令和2年度から令和3年度にかけて庁舎建設を行う予定であったが、設計業務が令和2年度に繰越となった。当初予定では、令和2年10月議会で工事請負契約の議決をいただき、工事着手の予定であったが、スケジュールが変更となる可能性が非常に高い。そのため、場合によっては臨時議会の開催をお願いし、工期が令和4年度に完了するよう進めてまいりたいと考えており、ご理解ご協力をお願いする。

八頭消防署用瀬出張所整備事業は、用瀬町総合福祉センター敷地の一部を候補地としており、鳥取市に用地の準備を進めていただいているところである。令和2年度に基本・実施設計を行い、令和3年度から令和4年度にかけて建設を行い、令和4年度中には運用を開始する計画である。

## 3 緊急消防援助隊専用車両等の配備について

＜事務局＞災害対応のために都道府県単位で派遣される緊急消防援助隊の対応能力を充実強化するために、令和2年度中に消防庁から東部消防局に3つの物品が配備されることが決定した。配備物品の所有者は消防庁で、それが無償貸与されるものであり、維持管理経費は配備された消防本部が負担することとなる。配備物品は緊急消防援助隊用であるが、中部・西部への県内応援時や東部消防局管内における災害時での使用も可能である。

配備物品について説明する。

拠点機能形成車は、大規模災害発生時、被災地の前線での部隊活動を支える拠点機能を形成するため、長期の消防応援活動を支援する資機材を積載した特殊車両である。大型トラックをベースにしたもので、鳥取県の県隊本部として使用する場合には、コンテナ部分を活用して会議や宿泊も可能である。

情報収集活動用ドローンは、近接できない災害現場等で上空からの迅速な状況把握や要救助者の捜索などの情報収集活動を行うためのものである。赤外線カメラが搭載されているため、夜間使用が可能であり、機体の耐久性も強く、幅広い活用が可能である。

高機能救命ボートは、水害時等に使用するもので、人や機材等が多く乗せれるよう一回り大きくなっており、船体も補強されている。また、スクリューガードが付いているため、流木や瓦礫等への対応も可能となっている。ボートはその場で、膨張させて使用するため、小スペースでの保管や運搬が可能である。

#### 4 新型コロナウイルス感染症対策について

< 事務局 >事務局で実施している対応について、報告をさせていただく。

事務局では、1月31日から既存の「新型インフルエンザ等対策本部」に準じた対策本部体制とし、事務局内の各課を班とした体制とした。国からの休校要請がなされた時期に、総務総括班は組合主催のイベント等に関する基本的な考え方を定め、福祉環境班はリファレンスいなばの体験教室・白兔グラウンドゴルフ場の大会開催の中止を施設管理運営委託先に要請し、施設建設班は可燃物処理施設建設工事の受注業者との3月中の会議を中止（4月21日以降はTV会議を実施）することとした。それ以降、各班で必要に応じた対応を実施してきたが、4月10日に東部圏域内での1例目の発症を受けて、体制を「新型コロナウイルス感染症対策本部」とし、4月11日には関係者と協議し、リファレンスいなば・白兔グラウンドゴルフ場・因幡霊場の喫茶コーナーの運営を当面の間、休止することとした。また、介護認定審査会等の開催に当たっては、感染防止対策の強化を実施している。なお、4月17日の東部圏域内での2例目の発症を受けて、4月21日から因幡霊場の施設内での休止範囲の拡大等を実施している。今後についても、国・県・市等の取組状況を注視し、適切に対応を行っていきたいと考えている。

消防局で実施している対応について、報告をさせていただく。

消防局では、1月31日に「新型コロナウイルス感染症に関する消防警備本部」を設置した。事務局と連携し職員への感染防止等の通知を行うことや各職員による体調管理（出勤前の体温測定）などにより、組織内での対策の徹底を図っている。また、消防庁舎への来庁者には受付での体温測定をお願いしている。4月10日には、「新型コロナウイルス感染症に関する消防警備本部」を「新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、対策本部会議の開催、情報収集等行っているところである。救急隊については、保健所との連携を密にするこ

とや119番受信時の通報内容・現場到着時の聞き取り内容に応じた対応の実施などにより感染防止に努めている。

**【4】その他**

[1] 今後の行事予定について

[2] その他

**【5】閉 会**